

令和 2 年

第 8 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 令和 2 年 第 8 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 令和 2 年 8 月 2 6 日 (水) 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名  
蒲田 知子

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱の一部を  
改正する告示の制定について (総務課)

議案第 2 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
の制定について (総務課)

議案第 3 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令  
の制定について (総務課)

日程第 3 諸 報 告

## 目 次

- 議案第 1 号 我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱の一部を改正  
する告示の制定について . . . . 1
- 議案第 2 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制  
定について . . . . 3
- 議案第 3 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制  
定について . . . . 5

## 議案第 1 号

我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示  
の制定について

我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示を次  
のように制定する。

令和 2 年 8 月 2 6 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

我孫子市教育委員会後援の取り扱いに関する要綱は、我孫子市後援の取り扱いに関する要綱に準じていることから、市長部局の要綱見直しに伴う新たな協力制度を設けるため、提案するものです。

我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱（平成18年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><b><u>我孫子市教育委員会後援等の取扱いに関する要綱</u></b></p> <p>我孫子市教育委員会が所管する後援に係る取扱いについては、<b><u>我孫子市後援等の取扱いに関する要綱</u></b>（平成18年告示第115号）の例による。</p>	<p><b><u>我孫子市教育委員会後援の取扱いに関する要綱</u></b></p> <p>我孫子市教育委員会が所管する後援に係る取扱いについては、<b><u>我孫子市後援の取扱いに関する要綱</u></b>（平成18年告示第115号）の例による。</p>

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

## 議案第 2 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

協力制度の創設に伴い、教育長が専決することができる事務に協力制度を加えるため、提案するものです。

## 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育長の専決）</p> <p>第7条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第4条において規定する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 展覧会、講習会、研究会、競技会等の主催、共催、<b>協力及び</b>後援に関すること。</p> <p>(7)から(8)まで 略</p>	<p>（教育長の専決）</p> <p>第7条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第4条において規定する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 展覧会、講習会、研究会、競技会等の主催、共催<b>又は</b>後援に関すること。</p> <p>(7)から(8)まで 略</p>

### 附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

協力制度の創設に伴い、権限事項について、教育長、部長及び課長が権限を行使する区分に協力制度を加えるため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第24条関係）					別表第1（第24条関係）				
(4) 諸務関係					(4) 諸務関係				
権限事項	決裁責任者区分			備考及び合議先	権限事項	決裁責任者区分			備考及び合議先
	教育長	部長	課長			教育長	部長	課長	
教育行政の総合企画及び運営方針の決定の項から決算、定期監査報告書の作成の項まで略					教育行政の総合企画及び運営方針の決定の項から決算、定期監査報告書の作成の項まで略				
<u>共催、協力</u> 及び後援申請の承認		○			共催・後援申請の承認		○		
各種補助金要綱の作成の項から各種補助金に					各種補助金要綱の作成の項から各種補助金に				

関するこ と。の項ま で 略				
----------------------	--	--	--	--

関するこ と。の項ま で 略				
----------------------	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。